

(プロポーザル実施要領)
別紙 1

京都市里親制度広報のための映像制作等
に係る業務委託仕様書

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部

子ども家庭支援課

1 本仕様書について

本仕様書は、本市が実施する京都市里親制度広報のための映像制作等に係る業務委託について、その委託の範囲及び要件等を定めるものである。

なお、本仕様書において、本市を甲とし、受託者を乙とする。

2 委託業務に係る基本的な考え方及び留意事項等

ア 計画

乙は、本業務を開始するに当たり、今後の業務計画を作成し、甲と協議を行う。

イ 個人情報保護の徹底

乙は、委託業務の遂行に当たり、地方公務員法第34条の「守秘義務」規定及び「京都市個人情報保護条例」を理解し、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の不適切な使用、紛失、流出等が、信用失墜につながる重大な行為であると認識すること。また、乙は、その認識のもと、個人情報の厳格な管理及び適切な運用のために必要な万全の体制を整備し、これを維持する。

ウ 権利の帰属

乙は、本業務の実施のための乙自らが創作したコンテンツについて、委託期間終了後、甲に全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利含む。）を無償で譲渡するものとする。また、コンテンツで使用するキャラクター・世界観については二次利用も含め、甲が自由に使用できるものとする。

エ 再委託等の禁止

受託者は、本市の文書による承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならないこととする。

オ 業務遂行に係る甲への報告等

委託業務の遂行に当たり、不適切な事務処理や事故及び業務遂行に際し遅延が生じた又は生じる見込みとなった場合、その他取扱いに疑義が生じた場合は、直ちに甲へ報告し、協議すること。

また、前述の場合のほか、個人情報を保護することができなかつたことに伴い生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、全て乙が責を負うこととする。場合によっては、甲は契約の一部不履行、粗雑履行として契約金額の減額、契約の解除の措置を採るとともに損害賠償を請求することがある。

カ 仕様書に記載のない事項

本仕様書に記載されている事項の他、京都市契約事務規則に基づくこと。また、本仕様書に記載のない細部事項は、甲と乙が協議のうえ定める。

キ 帳簿等の整理

乙は、委託料の対象となる経費の支出状況等がわかる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間こ

れを保存すること。

ク 第三者の権利侵害

乙は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、乙が負うものとする。

3 委託業務の概要

乙が行う委託業務の概要は以下のとおりとする。

ア 映像等制作

里親制度を発信する映像コンテンツ（15秒及び30秒を各1本）及び音声コンテンツ（20秒ラジオCM用）を制作するとともに、その映像等を収めたDVD等を作成する。

(ア) コンテンツ制作の留意点

- ・ 複雑な里親制度を分かりやすく説明し、ターゲット層（30代～60代）が興味を持ち、深く印象に残る企画（タイトル、趣旨、コンセプト、シナリオ、デザイン、音楽・効果音、構成技法等）とすること。
- ・ 映像コンテンツは、実写・アニメーション（CGアニメーションを含む。）を問わない。
- ・ 映像コンテンツは、ナレーションや台詞など聴覚のみでも趣旨やコンセプトが伝わるものとする。また、台詞等については、原則として字幕を入れたものを制作すること。

(イ) 映像等の用途

- ・ テレビCM（KBS京都など）、ラジオCM（KBS京都、FM京都など）、映画館CM放送等。
※ 上記の電波料及び放映費用は本契約に含むものとし、放送枠等は乙で確保すること（詳細は下記イに記載。）。
- ・ インターネットでの配信（「きょうと動画情報館」(You Tube) など）
- ・ デジタルサイネージ（京都ゼスト御池ビジョン、京都市交通局地下鉄駅構内など）、各区役所・支所庁舎内モニターなど。
- ・ その他、京都市のホームページやイベント等で使用。

イ マスメディアを用いたプロモーション

アにおいて制作した映像等が、京都市圏を中心とする多様なマスメディアで放送されるよう、調整等を行う。

(ア) プロモーションの留意点

- ・ 乙は、委託料の範囲内で、時期・ターゲット層の集客等を考慮し、広報として特に効果的と考えられるマスメディア（主にテレビCM、ラジオCM及び映画CMを想定。）を甲と協議のうえ決定し、放送されるよう調整等を行うこと。

- ・ 里親月間の10月に放送されること（10月中の一部の期間でも可。）。

ウ その他

(ア) コンテンツ制作時の調整等について

- ・ 出演者（エキストラの手配等を含む）の調整を行うこと。
- ・ コンテンツ制作にあたり，一般社団法人日本民間放送連盟等が定める基準，京都市広告掲載基準及び京都市交通局広告掲出審査基準を遵守すること。
- ・ 撮影場所の手配，許可，調整等を行うこと。また，乙の責に帰すべき事由に基づく撮影場所でのトラブル等については乙の責任で解決すること。

(イ) コンテンツのアクセシビリティ

制作する映像等は，アクセシビリティに配慮し，日本工業規格 JIS X 8341-3:2010「高齢者・障害者等配慮設計指針-第3部：コンテンツ」の等級AAに準拠すること。

(ウ) 映像等コンテンツの納品（別途必要な形式等を指示する場合がある。）

- ・ テレビCM・ラジオCM・映画CM（甲への納品物）
各コンテンツをDVD-R 3枚ずつ（.WMVもしくは.MPEG4形式の動画ファイル）納品すること。
- ・ インターネット映像
制作した全動画データはDVD等のメディアで納品すること。
- ・ デジタルサイネージ（ゼスト御池）
形式：MPEG4，フレームレート：30fps，ビットレート：8Mbps，
サイズ：W.1920×H.1080pix，時間：30秒
- ・ デジタルサイネージ（地下鉄四条駅「よんからクロス」）
形式：WMV9（スキャン方式：ノンインターレース方式），
フレームレート：29.97fps，サイズ：W.1920×H.1080pix，時間：15秒
- ・ 各区役所・支所庁舎内モニター
下記の形式等で制作の各コンテンツをDVD-R 15枚ずつ納品すること。
形式：AVI（圧縮なし or Grass Valley Lossless コーデック），MOV（アニメーション圧縮／品質100），MP4（動画コーデック：H.264／音声コーデック：AAC LC）のいずれか
フレームレート：29.97fps，
サイズ：W.1280×H.720pix（画面比率16:9（正方形ピクセル）），
種類：プログレッシブ方式，時間：15秒及び30秒，
サンプリングレート：44.1kHz，サンプルサイズ：16bit，
音声種別：ステレオ
その他：コンテンツの最初0.5秒と最後0.5秒は無音であること。

(エ) 納期

令和2年9月16日（水）まで

4 個人情報保護

乙は、委託業務を遂行するに当たり、これに携わる者全てに個人情報の保護を徹底する。

ア 保護すべき対象（秘密）

個人の氏名、生年月日、性別、個人番号、住所、電話番号及び世帯構成等をはじめとする情報、個人や法人、行政庁の生活、活動に関するもののうち、一般に知られておらず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有すると認められるものを対象とする。

イ 保護すべき情報の取扱い

乙は、個人情報保護の必要性と、保護できなかった場合のリスク等を十分に認識し、個人情報保護を徹底すること。本仕様書における個人情報に対する保護とは、保護して安全である状態に保つことをいい、よって、意図的、過失を問わず、乙による個人情報の漏えいのほか、滅失、棄損、改ざん、盗難等があってはならない。

また、乙は、個人情報を委託業務以外の目的で使用する、不適切な事務処理等により特定の個人に対して有利に委託業務を遂行すること及び書類やデータについて甲の承諾なしに複写又は複製してはならないほか、第三者への秘密情報の漏えいにつながる事務処理や管理をすることがあってはならない。

なお、乙は、甲の個人情報保護条例、高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規定及び情報セキュリティポリシー（京都市情報セキュリティ対策基準を含む。）を遵守すること。

ウ 守秘義務

乙は、委託業務の遂行上知ることができた秘密を漏らすことがあってはならないほか、委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても秘密を漏らしてはならない。

なお、乙は委託業務開始に際し、委託業務に携わる全ての者の個人情報取扱いに係る秘密保護の徹底等を明記した自署と捺印がある誓約書を甲に提出しなければならない。

エ 事故等が発生した場合の取扱い

乙は、委託業務遂行上、何らかの事故や不適切な事務処理等により、個人情報保護ができなかった又は保護できていない可能性が生じた場合、直ちに甲に報告し、必要に応じて甲の指示に従い対応するものとする。

なお、この場合に生じた費用は、全て乙が負担することとする。

また、乙は、事実を明らかにした報告書を遅延なく甲に提出することとする。